

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2003-512348(P2003-512348A)

【公表日】平成15年4月2日(2003.4.2)

【出願番号】特願2001-531783(P2001-531783)

【国際特許分類第7版】

C 0 7 C 229/28

A 6 1 K 31/195

A 6 1 P 25/00

A 6 1 P 25/02

A 6 1 P 25/04

A 6 1 P 25/08

A 6 1 P 25/20

A 6 1 P 25/22

A 6 1 P 25/24

【F I】

C 0 7 C 229/28

A 6 1 K 31/195

A 6 1 P 25/00

A 6 1 P 25/02

A 6 1 P 25/04

A 6 1 P 25/08

A 6 1 P 25/20

A 6 1 P 25/22

A 6 1 P 25/24

【手続補正書】

【提出日】平成16年9月14日(2004.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 化合物(1,3,5)(3-アミノメチル-ビシクロ[3.2.0]ヘプタ-3-イル)-酢酸、または製薬上許容しうるその塩。

【請求項2】 請求項1に記載の化合物または製薬上許容しうるその塩、および製薬上許容しうる担体を含有する医薬組成物。

【請求項3】 てんかん治療用薬剤を製造するための請求項1に記載の化合物または製薬上許容しうるその塩の使用。

【請求項4】 失神発作、運動低下症および頭部疾患の治療用薬剤を製造するための請求項1に記載の化合物または製薬上許容しうるその塩の使用。

【請求項5】 神経変性性疾患治療用薬剤を製造するための請求項1に記載の化合物または製薬上許容しうるその塩の使用。

【請求項6】 抑鬱症治療用薬剤を製造するための請求項1に記載の化合物または製薬上許容しうるその塩の使用。

【請求項7】 不安症治療用薬剤を製造するための請求項1に記載の化合物または製薬上許容しうるその塩の使用。

【請求項 8】 パニック治療用薬剤を製造するための請求項 1 に記載の化合物または製薬上許容しうるその塩の使用。

【請求項 9】 疼痛治療用薬剤を製造するための請求項 1 に記載の化合物または製薬上許容しうるその塩の使用。

【請求項 10】 疼痛が神経障害性疼痛である請求項 9 に記載の使用。

【請求項 11】 神経病理学的疾患の治療用薬剤を製造するための請求項 1 に記載の化合物または製薬上許容しうるその塩の使用。

【請求項 12】 月経前症候群の治療用薬剤を製造するための請求項 1 に記載の化合物または製薬上許容しうるその塩の使用。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

((1S,3S,6S)-3-アミノメチル-ビシクロ[4.1.0]ヘプタ-3-イル)-酢酸、

((1S,3R,6S)-3-アミノメチル-ビシクロ[4.1.0]ヘプタ-3-イル)-酢酸、

((1R,3R,6S)-3-アミノメチル-ビシクロ[4.2.0]オクタ-3-イル)-酢酸、

((1R,3S,6S)-3-アミノメチル-ビシクロ[4.2.0]オクタ-3-イル)-酢酸、

((1S,3R,6R)-3-アミノメチル-ビシクロ[4.2.0]オクタ-3-イル)-酢酸、

((3R,5R,7S)-5-アミノメチル-オクタヒドロ-インデン-5-イル)-酢酸、

((3R,5S,7S)-5-アミノメチル-オクタヒドロ-インデン-5-イル)-酢酸、

((3S,5R,7R)-5-アミノメチル-オクタヒドロ-インデン-5-イル)-酢酸、

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

【発明の詳述】

本発明の化合物、そのプロドラッグおよび製薬上許容しうるその塩は式 I ~ IVにおいて上記定義したものである。

上記式 I ~ IVの化合物の治療有効量を含有する医薬組成物は本発明に包含される。

てんかん、失神発作、運動低下症、頭部疾患、神経変性性疾患、抑鬱症、不安症、パニック、疼痛、神経病理学的疾患、睡眠障害および月経前症候群を治療するための薬剤としての本発明の化合物の使用方法も本発明の部分である。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 3

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 1 3】

化合物 I ~ IV のプロドラッグも本発明に包含される。アミノアシル - グリコール酸およびアミノアシル乳酸のエステルはアミノ酸のプロドラッグとして知られている (Wermuth G.G., Chemistry and Industry, 1980: 433-435)。アミノ酸のカルボニル基は知られた方法でエステル化できる。プロドラッグおよびソフトドラッグは当該分野で知られている (Palomino E., Drugs of the Future, 1990; 15(4):361-368)。最後の 2 つの引用文献は参考として本発明に組み込まれる。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 1 0 7

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 1 0 7】

((1 S, 3 S, 6 S) - 3 - アミノメチル - ビシクロ [4.1.0] ヘプタ - 3 - イル) - 酢酸、

((1 S, 3 R, 6 S) - 3 - アミノメチル - ビシクロ [4.1.0] ヘプタ - 3 - イル) - 酢酸、

((1 R, 3 R, 6 S) - 3 - アミノメチル - ビシクロ [4.2.0] オクタ - 3 - イル) - 酢酸、

((1 R, 3 S, 6 S) - 3 - アミノメチル - ビシクロ [4.2.0] オクタ - 3 - イル) - 酢酸、

((1 S, 3 S, 6 R) - 3 - アミノメチル - ビシクロ [4.2.0] オクタ - 3 - イル) - 酢酸、

((1 S, 3 R, 6 R) - 3 - アミノメチル - ビシクロ [4.2.0] オクタ - 3 - イル) - 酢酸、

((3 R, 5 R, 7 S) - 5 - アミノメチル - オクタヒドロ - インデン - 5 - イル) - 酢酸、

((3 R, 5 S, 7 S) - 5 - アミノメチル - オクタヒドロ - インデン - 5 - イル) - 酢酸、

((3 S, 5 S, 7 R) - 5 - アミノメチル - オクタヒドロ - インデン - 5 - イル) - 酢酸、

((3 S, 5 R, 7 R) - 5 - アミノメチル - オクタヒドロ - インデン - 5 - イル) - 酢酸、